

## 志民委員会 規約

### 1. 総則

(名称)

第1条 本会は、志民委員会と称する。

(志民の定義)

第2条 本会において「志民」とは、新潟市の将来の発展と利益を思い描き、地域社会が抱える様々な課題の創造的解決と新たな魅力創造に向けて、責任をもって自ら行動する“志”のある者をいう。

### 2. 目的

(目的)

第3条 本会は、豊かに発展した未来の新潟市を思い描き、自らの手で魅力ある新潟市を創り出そうとする“志”を持って、共に議論を深めて効果的な手法を導き出し、実践行動を積み重ねていくことによって、新潟市の新たな魅力創造と活力向上に資することを目的とする。

### 3. 会員

(志民委員)

第4条 本会は、第3条に掲げる目的に賛同して入会した個人および団体を志民会員とする。

2 志民会員は、それぞれ、希望するプロジェクトチームに参加することができる。

(入会)

第5条 志民会員として入会しようとする個人または団体は、別に定める入会申込書を世話人代表に提出しなければならない。

(年会費)

第6条 志民会員は、次の年会費を納入しなければならない。

(1) 個人・団体ともに3,000円/年

2 既納の年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(議決権)

第7条 志民会員は、各1個の議決権を有する。

2 志民会員は、議決権の行使を志民会員以外の者に委任することはできない。

(届出)

第8条 志民会員は、次の届出事項のいずれかに変更があった場合は、速やかに世話人代表に届けなければならない。

(1) 個人会員：氏名、住所、連絡先

(2) 団体会員：団体名、代表者名、事務局の住所、連絡先

(退会)

第9条 志民会員は、別に定める退会申出書を世話人代表に提出することにより、随時本会を退会することができる。

(資格の喪失)

第10条 志民会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 個人会員において、本人が死亡したとき
- (3) 団体会員において、構成する団体が解散又は破産したとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき

#### 4. 役員等

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 世話人代表 1名以上5名以下
- (2) 世話人 3名以上10名以下
- (3) 会計監査 2名以下

(役員任期)

第12条 役員は2年ごとに改選を行うものとし、役員任期は選任された委員会から次の改選を行う委員会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、世話人会の議決によって補充選任を行うことができる。

3 前項の規定により補充選任を行った場合は、直近の委員会で報告しなければならない。

(役員職務)

第13条 役員職務は次に定めるとおりとする。

- (1) 世話人代表は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 世話人は、本会の事務を統括し、運営、広報にあたる。
- (3) 会計監査は、本会の会計を監査し、委員会に報告する。

(役員選任)

第14条 役員選任は、次により行う。

- (1) 世話人および会計監査は、世話人会の議決によって選任する。
- (2) 世話人代表は、世話人会において互選し、委員会において承認を得る。

(相談役)

第15条 本会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、世話人世話人代表の諮問に応じ、世話人代表に対し、もしくは委員会に出席して助言することができる。

3 相談役は、世話人会の推薦にもとづき、世話人代表が委嘱する。

4 相談役任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 5. 会議

### (会議)

第16条 本会の会議は、委員会および世話人会とする。委員会は第4条の志民会員をもって構成し、世話人会は第11条(1)および(2)の世話人代表および世話人をもって構成する。ただし、世話人代表の過半数の同意により、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

2 委員会は、年1回開催するほか、必要に応じて世話人代表が招集する。

3 世話人会は、必要に応じて世話人代表の過半数の同意により招集する。

4 会計監査は、委員会および世話人会に出席して意見を述べるができる。

### (会議の運営)

第17条 会議は構成員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意で決定する。

2 可否同数の場合は世話人代表の過半数の同意で決定する。

### (委員会の議事)

第18条 委員会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 収支予算および収支決算

(3) 規約の改正

(4) 本会の活動方針

(5) 世話人代表の承認

(6) その他世話人会が必要と認める重要な事項

### (世話人会の議事)

第19条 世話人会は、次の事項を議決する。

(1) 委員会に付議すべき事項

(2) 役員を選任

(3) 志民会員から提案された事項

(4) プロジェクトチームの設置、変更または廃止

(5) その他本会の運営および事業に関する事項

### (プロジェクトチーム)

第20条 本会に、第3条に掲げる目的の達成に向けて、共に議論し、実践行動を行うため、プロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームに、幹事を置き、活動を統括する。

3 幹事は、世話人の中から決定する。

### (事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、事務局長、世話人代表および新潟市職員で構成する。

3 事務局長は、世話人会において世話人の中から決定する。

4 事務局長は、事務局を統括する。

## 6. 報酬

(報酬)

第22条 本会の活動にかかる志民会員、役員、相談役の報酬は、無報酬とする。

## 7. 会計

(本会の経費)

第23条 本会の経費は、年会費およびその他の収入をもって充当する。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 8. その他

(会報等)

第25条 委員会および世話人会の活動内容や議事等を会員に広く周知するため、会報等を発行する。

(規約の改正)

第26条 この規約の改正は、委員会において出席者の3分の2以上の賛同を得なければならない。

(その他に関する事項)

第27条 この規約に定めるもののほか、本会に必要な事項は、世話人代表が別に定める。

## 付 則

- 1 この規約は設立委員会の日（2024年1月23日）から施行する。
- 2 最初の役員の改選は、第12条の規定にかかわらず、設立委員会から3年次の事業年度における最初の委員会で行う。
- 3 本会の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、設立委員会において推薦する役員をもって構成するものとする。
- 4 設立委員会で委嘱した相談役の任期は、第15条第4項の規定にかかわらず、2025年3月31日までとする。
- 5 設立委員会の後、はじめての委員会の招集は、第16条第2項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。